

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 令和 7 年度 第 4 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 \*  
\*  
\*\*\*\*\*

高 梁 市 農 業 委 員 会

## 令和7年度 第4回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和7年7月11日 午後 3時30分 招集
2. 令和7年7月11日 午後 3時30分 開会
3. 令和7年7月11日 午後 4時52分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	欠	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	出	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小 見 山 力 信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達 千 鶴 子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬 戸 川 伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	欠			
10	佐々木祥夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	中藤宏和				
書記	藤代晋太郎				
課長補佐	村上彰宏				

7	本日の会議に付した議題とその結果				
	議案番号	件名		結果	
	第13号	農地法第3条の規定による許可申請について	10件	許可	
	第14号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件	許可	
	第15号	農用地利用集積等促進計画の決定について	5件	決定	
	第16号	農用地利用集積等促進計画策定の要請について	3件	決定	
	第17号	高粱農業振興地域整備計画の変更について		適当	
	第18号	有漢農業振興地域整備計画の変更について		適当	
	第19号	成羽農業振興地域整備計画の変更について		適当	
	第20号	川上農業振興地域整備計画の変更について		適当	
	第21号	備中農業振興地域整備計画の変更について		適当	
8	署名委員				
		17番 瀬戸川伸行			
		2番 三村憲市			
9	議事の内容				
	令和7年度 第4回高粱市農業委員会総会会議録				
	令和7年7月11日(金) 高粱市役所 3階大会議室				

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員17名、推進委員7名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和7年度第4回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。17番瀬戸川委員と2番三村委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「第13号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。18番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第13号18番朗読説明 －</p> <p>18番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆500㎡です。譲受人の通作距離は、30m以内、耕作面積は638㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人に耕作の意志がなく、近所に住む譲受人との話し合いで無償で譲渡することになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については7月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 前崎委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>現地は水稻を作付けされている状態でした。問題ないと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。18番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、18番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、19番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第13号19番朗読説明 －</p> <p>19番は、譲受人が、譲渡人から新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地の内、田については、2筆1,609㎡です。畑については7筆5,411㎡であり、合計9筆で7,020㎡です。譲受人の通作距離は、100m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書をいただいております。家族5人中耕作人は5人、対価は10アール当り5万9千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については7月8日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 佐々木委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>既に譲受人の方がトマト等の野菜や水稻を作付けされていました。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。19番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(挙手全員)          挙手全員ですので、19番については許可とすることに決定しました。          次に、20番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p>－ 議案第13号20番朗読説明 －</p>
議 長 中曽委員	<p>20番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑2筆1, 684㎡です。譲受人の通作距離は、50m以内、耕作面積は5, 354㎡、家族3人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人と譲受人との話し合いで、譲渡人の土地、建物を譲受人が譲り受けることになり、その内農地については無償での取り引きとしたことにより、取得・譲渡理由は贈与としております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については6月9日に別件と同時に現地調査を実施しており、今議案を受けての現地調査を行っておりません。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
中曽委員	<p>譲渡人所有の家屋は数十年空き家の状態でこの度売買することとなりました。畑は梅等を植えられていて、果樹園となっていました。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。20番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、20番については許可とすることに決定しました。</p>
中藤局長	<p>次に、21番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p>－ 議案第13号21番朗読説明 －</p>
議 長 瀬戸川委員	<p>21番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地の内、田については、4筆4, 908㎡です。畑については、3筆5, 651㎡であり、合計7筆で10, 559㎡です。譲受人の通作距離は、40m以内、耕作面積は10, 559㎡、家族2人中耕作人は1人、対価は無償です。この案件につきましては、親子間の生前贈与です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については7月8日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
瀬戸川委員	<p>綺麗に管理されており、相続による所有権移転なので特に問題ないと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。21番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(挙手全員)          挙手全員ですので、21番については許可とすることに決定しました。          次に、22番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p>－ 議案第13号22番朗読説明 －          22番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地の内、田については、7筆3,336㎡です。畑については、1筆264㎡で、合計8筆で3,600㎡です。譲受人の通作距離は、50km以内、耕作面積は7,892㎡、家族1人中耕作人は1人、対価は無償です。この案件につきましては、親子間の生前贈与です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、7月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 網島委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。          現地はよく管理されていて、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。          (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。22番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)          挙手全員ですので、22番については許可とすることに決定しました。          次に、23番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p>－ 議案第13号23番朗読説明 －          23番は、譲受人が、譲渡人から新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地の内、田については、6筆7,215㎡です。畑については、6筆2,972㎡であり、合計12筆で10,187㎡です。譲受人の通作距離は、200km以内、耕作面積は0㎡、営農計画書を提出していただいております。家族1人中耕作人は1人、対価は無償です。この案件につきましては、譲受人が譲渡人から土地・建物を取得し、農地については無償での取り引きとなっております。営農につきましては、現住所に住みながら、購入した空き家を拠点として、週3日程度自家用車で通作して水稻、サツマイモ、レモン、ゆずを栽培する計画です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、7月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、10ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 惣田委員 議 長 瀬戸川委員 中藤局長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。          一部は荒れていましたが、大半は綺麗な状態でした。          現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。          通作距離が長いですが、空き家に住むわけではないのですか。          拠点として空き家を使う予定ですが、県外から通作される予定であるため、通作距離は県外の自宅からの距離を示しております。</p>

<p>議 長 惣田委員 議 長</p>	<p>町内会で話したことはありますか。 今のところ話したことはありません。 他に発言はありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。23番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
<p>中藤局長</p>	<p>挙手全員ですので、23番については許可とすることに決定しました。 次に、24番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長</p>	<p>— 議案第13号24番朗読説明 — 24番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田2筆675㎡です。譲受人の通作距離は、1km以内、耕作面積は13,190㎡、家族3人中耕作人は3人、対価は10アール当り40万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については7月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、11ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 小野貫治委員 議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 申請地はすぐにでも耕作できる状態でした。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。24番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
<p>中藤局長</p>	<p>挙手全員ですので、24番については許可とすることに決定しました。 次に、25番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長</p>	<p>— 議案第13号25番朗読説明 — 25番は、譲受人が、譲渡人から空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆224㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書を提出いただいております。家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り2万2千円です。この案件につきましては、説明のとおり空き家バンク利用によるものであり、通作距離は備考欄に記載している住所から計算しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については7月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、12ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 福武委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現地は綺麗に管理されていて、問題ないと思います。</p>

議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。        (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。25番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。        (挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、25番については許可とすることに決定しました。</p>
中藤局長	<p>次に、26番について事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>－ 議案第13号26番朗読説明 －</p>
中藤局長	<p>26番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆657㎡です。譲受人の通作距離は、1km以内、耕作面積は21,872㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当たり15万2千円です。これらことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については7月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、13ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
綱島委員	<p>申請農地は田植えもされている状態で管理されていました。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。        (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。26番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。        (挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、26番については許可とすることに決定しました。</p>
議 長	<p>農業委員会会議規則第18条の規定により、綱島委員の除斥を求めます。        (綱島委員退席)</p>
議 長	<p>次に、27番について事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>－ 議案第13号27番朗読説明 －</p>
中藤局長	<p>27番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田3筆1,097㎡です。譲受人の通作距離は、500m以内、耕作面積は14,941㎡、家族4人中耕作人は4人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人が高齢かつ遠方で耕作できないため、両者の話し合いにより、無償で所有権移転することになったものです。これらことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については7月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、14ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありました。現地の状況は私から報告させていただきます。現地は譲受人の自宅から近い農地でしたが、荒れている様子でした。現地の状況は、ただ今の報告のとおりで。何か発言はありますか。        (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>

議 長	なしとの声がありました。27番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、27番については許可とすることに決定しました。 綱島委員の除斥を解きます。
	(綱島委員着席)
議 長	次に、「議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。7番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第14号7番朗読説明 －
中藤局長	7番は、転用者が申請農地を墓地に転用する案件です。申請農地は、畑1筆19㎡です。この農地の農地区分は2種農地であり、施設の概要としては、墓地19㎡です。許可基準に沿って検討いたしました。信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が対象となりますが、環境課に許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、7月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、15ページから16ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
田平委員	他の農地に影響ないところで問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。7番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、7番については許可とすることに決定しました。
藤代書記	続きまして、「議案第15号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から5番について説明をお願いします。
	それでは、3ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和7年8月9日、利用権の設定を受ける者は3名、利用権の設定をする者は5名、利用権の設定をする件数は5件、利用権設定面積は17,149㎡となっています。各筆明細について説明いたします。
	－ 議案書にもとづいて、1番から5番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －
議 長	それでは、1番から5番について発言をお願いします。
三村委員	2番、3番の賃借料について、10aあたりでしょうか、全筆あたりでしょうか。
藤代書記	全筆あたりの金額となります。
議 長	他に発言はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。1番から5番について採決を採ります。1番から5番について決定とすることに賛成の委員の挙手を

<p>議 長</p>	<p>求めます。 (挙手全員) 挙手全員ですので、1番から5番については決定しました。</p>
<p>藤代書記</p>	<p>続きまして、「議案第16号 高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題といたします。事務局、1番から3番について説明をお願いします。</p>
<p>議 長 田平委員 藤代書記</p>	<p>それでは、4ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請についてご説明いたします。公告日は令和7年8月9日、利用権の設定を受ける者は3名、利用権の設定をする者は3名、利用権の設定をする件数は3件、利用権設定面積は6,234㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>— 議案書にもとづいて、1番から3番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 —</p> <p>それでは、1番から3番について発言をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>3番の賃借料について、10aあたりでしょうか、全筆あたりでしょうか。 全筆あたりの金額となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。1番から3番について採決を採ります。1番から3番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、1番から3番については決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第17号 高梁農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、1番から4番について説明をお願いします。</p>
<p>藤代書記</p>	<p>— 議案第17号朗読説明 —</p> <p>議案第17号 高梁農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案16ページをご覧ください。農用地区域の編入4件の申し出があります。</p> <p>変更事由は1番から4番全てが中山間地域等直接支払制度に取り組む計画であり、また、現に耕作されており今後も農地として維持管理を行っていくため、農用地区域に編入するための申し出でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>1番について説明します。土地は、畑2筆2,224㎡です。21ページに位置図、周辺の農用地区域の状況を掲載しています。</p> <p>次に、2番について説明します。土地は、田2筆2,595㎡です。22ページに位置図、周辺の農用地区域の状況を掲載しています。</p> <p>次に、3番について説明します。土地は、田1筆1,581㎡です。23ページに位置図、周辺の農用地区域の状況を掲載しています。</p> <p>次に、4番について説明します。土地は、田1筆1,497㎡です。23ページに位置図、周辺の農用地区域の状況を掲載しています。</p> <p>それでは、1番から4番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>

議 長	なしとの声がありました。1番から4番について採決を採ります。1番から4番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、1番から4番については適当であると答申することに決定しました。
藤代書記	続きまして、「議案第18号 有漢農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、1番について説明をお願いします。  － 議案第18号朗読説明 － 議案第18号 有漢農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案17ページをご覧ください。農用地区域の編入1件の申し出があります。
議 長	1番について説明します。変更事由ですが、当該農地は農地耕作条件改善事業により、ほ場整備し、担い手への農地集積を推進するとともに生産効率を向上させるため、農用地区域に編入するものです。申出農地は、畑2筆940㎡です。24ページに位置図、周辺の農用地区域の状況を掲載しています。
議 長	それでは、1番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。1番について採決を採ります。1番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、1番については適当であると答申することに決定しました。
藤代書記	続きまして、「議案第19号 成羽農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、1番について説明をお願いします。  － 議案第19号朗読説明 － 議案第19号 成羽農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案18ページをご覧ください。農用地区域の除外1件の申し出があります。
議 長	1番について説明します。変更事由ですが、既存の資材置場が不足し近隣地で土地を探したところ、ほかに適した土地がないため、やむなく既存資材置場の隣地である対象地を選択し、整備拡張するものです。申出地は東側：既存資材置場、西側：田、南側：田、北側：田に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、田3筆778㎡です。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場の造成で、事業計画の時期は令和7年12月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和7年6月17日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。25ページに位置図と公図、26ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。
議 長	それでは、1番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。1番について採決を採ります。1番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めま

<p>議 長</p>	<p>す。  (挙手全員)  挙手全員ですので、1番については適当であると答申することに決定しました。  続きまして、「議案第20号 川上農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、1番について説明をお願いします。</p>
<p>藤代書記</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第20号朗読説明 －</p> <p>議案第20号 川上農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案19ページをご覧ください。農用地区域の除外1件の申し出があります。  1番について説明します。変更事由ですが、墓参道を整備した後に当該申請地が農業振興地域農用地であると判明し、変更申出書の提出があったため、現地を確認のうえ追認するものです。申出地は、東側：既存墓地、西側：雑種地、南側：畑、北側：道路に隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、畑1筆972㎡のうち122㎡です。転用目的は、墓参道の設置で、事業計画の時期は、令和6年11月で実施済みです。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和7年6月17日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。27ページに位置図と公図、28ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。なお、この案件につきましては、既に墓参道の整備が完了しているため、農振除外後の転用申請の際には始末書を添付するよう話しております。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、1番について発言をお願いします。  (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。1番について採決を採ります。1番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(挙手全員)  挙手全員ですので、1番については適当であると答申することに決定しました。  続きまして、「議案第21号 備中農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、1番について説明をお願いします。</p>
<p>藤代書記</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第21号朗読説明 －</p> <p>議案第21号 備中農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案20ページをご覧ください。農用地区域の編入3件の申し出があります。  変更事由は1番から3番全てが中山間地域等直接支払制度に取り組む計画であり、また、現に耕作されており今後も農地として維持管理を行っていくため、農用地区域に編入するための申し出でございます。  1番について説明します。土地は、畑3筆1,620㎡です。29ページに位置図、周辺の農用地区域の状況を掲載しています。  次に、2番について説明します。土地は、畑1筆867㎡です。30ページに位置図、周辺の農用地区域の状況を掲載しています。  次に、3番について説明します。土地は、畑2筆7,183㎡のうち2,345㎡です。31ページに位置図、周辺の農用地区</p>

議 長  
瀬戸川委員  
村上課長補佐  
議 長

域の状況を掲載しています。

それでは、1番から3番について発言をお願いします。

1番の編入理由が中山間地域等直接支払制度へ取組まれるとのことですが、申請自体はされているのでしょうか。

編入理由を含め、確認してあらためて報告させていただきます。

他に発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議 長

なしとの声がありました。1番から3番について採決を採ります。1番から3番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員ですので、1番から3番については適当であると答申することに決定しました。

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第4回総会を閉会します。

令和7年7月11日

会 長 土 岐 康 夫

17番 瀬戸川伸行

2番 三村憲市